

相続資金専用定期貯金



大切な想いを

次の世代へつなげるために

取扱期間

令和7年 4/1 火

令和8年 3/31 火

対象：相続手続完了後1年以内の相続資金を取得した個人の方
預入金額は20万円以上相続資金の範囲まで
※相続資金であることが分かる関係書類をご提示いただきます

3年(複利)

店頭表示金利に

年 **0.250** 上乗せ
% します
(税引後0.199%)

組合員
および
組合員と
同居の家族
の方に限り

上記以外
組合員外
の方

店頭表示金利より

年 **0.125** 上乗せ
% します
(税引後0.099%)

●自動継続後の金利は、継続日当日のスーパー定期貯金
(預入期間3年)の店頭表示金利となります

1年(単利)

店頭表示金利に

年 **0.100** 上乗せ
% します
(税引後0.079%)

組合員
および
組合員と
同居の家族
の方に限り

上記以外
組合員外
の方

店頭表示金利より

年 **0.050** 上乗せ
% します
(税引後0.039%)

●自動継続後の金利は、継続日当日のスーパー定期貯金
(預入期間1年)の店頭表示金利となります

*満期日前の解約は所定の中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します。*満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。*当 J A 定期貯金の預け替えにはご利用いただけませんが、当 J A で発生した相続資金(定期貯金等)についてはご利用いただけます。*金利情勢により、上乗せ金利を変更させていただく場合があります。

JA202500062

詳しくは店頭の説明書またはホームページをご覧ください。



<https://www.ja-fujiizu.or.jp>



< 商品概要説明書 >

1. 商品名	○相続資金専用定期貯金「相続資金定期」															
2. 販売対象	○相続手続完了後 1 年以内の相続資金を取得した個人の方															
3. 期 間	○定型方式……1年（単利型）または 3 年（複利型）															
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	○一括預入 ○2 0 万円以上相続資金の範囲まで ※相続資金であることの関係書類をご提示いただきます。 ○1 円単位															
5. 払戻方法	○満期日以後に一括して払い戻します。 ○預入期間 3 年（複利型）でのお預け入れに限り、窓口での一部支払いの取扱いができます。預入日（または継続日）の1ヵ月後の応答日以後に、1万円以上 1 円単位で、当 J A の中途解約利率により一部支払いが可能です。（ただし、一部支払い後の定期貯金残高が 2 0 万円以上必要です。）															
6. 利 息 (1) 適用金利	契約時の店頭表示利率に預入期間・組合員資格ごとに定めた利率を上乗せし満期日まで適用します。 <table><tr><td>預入期間</td><td>組合員資格</td><td>上乗せ利率</td></tr><tr><td>1 年</td><td rowspan="2">組合員および組合員と同居の家族※</td><td>0.100%</td></tr><tr><td>3 年</td><td>0.250%</td></tr><tr><td>1 年</td><td rowspan="2">組合員外</td><td>0.050%</td></tr><tr><td>3 年</td><td>0.125%</td></tr></table>			預入期間	組合員資格	上乗せ利率	1 年	組合員および組合員と同居の家族※	0.100%	3 年	0.250%	1 年	組合員外	0.050%	3 年	0.125%
預入期間	組合員資格	上乗せ利率														
1 年	組合員および組合員と同居の家族※	0.100%														
3 年		0.250%														
1 年	組合員外	0.050%														
3 年		0.125%														
(2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	※契約と同時に組合員加入の申し込みをする場合も組合員として認めます。 ※金利情勢により上乗せ金利を変更させていただく場合があります。 ○満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ○自動継続後の適用利率は継続日当日のスーパー定期貯金（預入期間 1 年・預入期間 3 年）の店頭表示金利となります。 ○満期日以後に一括して支払います。 ○付利単位を 1 円として 1 年を 3 6 5 日とする日割計算となります。 ○20.315%（国税15.315%、地方税 5 %）※ の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ○金利はホームページに表示しています。															
7. 手数料	―――															
8. 付加できる特約事項	○自動継続扱いのものは、総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0. 5 % を上乗せした利率） ○マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ○通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えて J A バンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。															
9. 中途解約時の取扱い	○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 （1）預入期間を 1 年の定型方式とした場合 ① 6 か月未満・・・・・・・・・ 解約日における普通貯金利率 ② 6 か月以上 1 年未満・・・・・・ 約定利率× 5 0 % （2）預入期間を 3 年の定型方式とした場合 ① 6 か月未満・・・・・・・・・ 解約日における普通貯金利率 ② 6 か月以上 1 年未満・・・・・・ 約定利率× 4 0 % ③ 1 年以上 1 年 6 か月未満・・・・ 約定利率× 5 0 %															
10. 貯金保険制度 （公的制度）	○保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 5 1 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1, 0 0 0 万円とその利息が貯金保険により保護されます。															
11. 苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店または苦情等受付窓口（電話：055-957-8028）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 苦情等受付窓口または J A バンク相談所にお申し出ください。 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J A バンク相談所にお申し出ください。）															
12. その他参考となる事項	○当 J A 定期貯金の預け替えにはご利用いただけませんが、当 J A で発生した相続資金（定期貯金等）についてはご利用いただけます。 ○お取扱期間は、令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日となります。															

詳しくは窓口までお問い合わせください